

<開発許可による盛土規制法みなし許可に必要な書類一覧>

※以下の書類を開発許可申請書に追加で添付してください。

1. 事前相談カード（千葉県宅地安全課開発指導班 発行）
2. 盛土規制法みなし許可概要書

(1) 書類

書類名	様式	内 容	摘 要
1. 資金計画書	省令別記 様式第三	1. 収支計画 2. 年度別資金計画 }により記載 する。	※盛土規制法に基づく許可を要する工事に該当する場合は、自己の住宅又は自己業務用（1ヘクタール未満）も必要
2. 資金計画書の添付書類		1. 工事施行者が発行する工事費の内訳明細書 2. 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類（残高証明・融資証明）	※盛土規制法に基づく許可を要する工事に該当する場合は、附帯工事費を含めて300万円未満、自己の住宅又は自己業務用（1ヘクタール未満）も必要
3. 申請者の資力及び信用に関する書類	法人の場合	1. 法人の登記事項証明書 2. 前年度の財務諸表 3. 法人税の納税証明書 4. 事業経歴書	※盛土規制法に基づく許可を要する工事に該当する場合、自己の住宅又は自己業務用（1ヘクタール未満）の開発行為も必要
	個人の場合	1. 住民票の写し 2. 資産に関する調書 3. 所得税に関する納税証明書 4. 事業経歴書	
4. 工事施行者の能力に関する書類	法人の場合	1. 法人の登記事項証明書 2. 工事経歴書 3. 建設業者許可証明書又は建設業許可通知書の写し	※盛土規制法に基づく許可を要する工事に該当する場合、自己の住宅又は自己業務用（1ヘクタール未満）の開発行為も必要
	個人の場合	1. 住民票の写し 2. 工事経歴書 3. 建設業者許可証明書又は建設業許可通知書の写し	

(2) 図面 (注)設計図には、設計者が氏名を記載しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮 尺	摘 要
1. がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	1/50以上	○切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけについて作成すること。 ○擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 ○（防災計画平面図、土質分類図）（省令第16条第4項） ○10mを超える盛土法面において崖面を擁壁で覆わない場合に盛土法面の安定計算書を提出すること。 ○谷埋め型大規模盛土造成地、腹付け型大規模盛土造成地又は10mを超える盛土がある造成地の場合に盛土全体の安定計算書を提出すること。
2. 擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	○（擁壁構造図）（省令第16条第4項） ○省令第23条第1項により設置義務のある鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に安全性を確認できる資料を提出すること（構造計算書等）。